

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元 5 月 28 日
北海道開発局長
水島 徹治

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和元年 5 月 17 日	駒井 寿紀、 一級建築士、 第 1 4 3 8 5 3 号	戒告	平成 29 年 3 月 31 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、少なくとも、平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日までの間に建築士法第 22 条の 2 の規定に基づく定期講習を受講しなかったため、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。
令和元年 5 月 17 日	榎森 隆、 一級建築士、 第 1 5 9 0 6 5 号	戒告	平成 29 年 3 月 31 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、少なくとも、平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日までの間に建築士法第 22 条の 2 の規定に基づく定期講習を受講しなかったため、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく定期講習を受講しなかった。